

第18回障害者支援センター運営委員会の協議結果について

■開催日：平成20年12月12日（金）14時30分～16時30分

■場所：ラポール2階 大会議室B

■出席者：委員13名（定数15名）

オブザーバー2名

横浜障害児を守る会連絡協議会副会長 小長谷氏

横浜市健康福祉局障害福祉部障害支援課在宅支援係長

■次第

1、協議事項

(1) 相談事業の現状と課題について

2 報告事項

(1) 運営委員会答申を踏まえた今後の事業実施について

3 その他

(1) 横浜市障害者プラン第2期の策定方針について

(2) 第2期横浜市地域福祉保健計画の素案について

(3) その他「事務所の移転について」

管理課長：平成20年度第3回障害者支援センター運営委員会を開催させて頂きたい。

センター長：障害者自立支援法の見直しについては、今後の作業の推移を注視していかなければならない、必要であれば声を上げていかなければならないと考えているが、本日は相談事業の現状とこれからについてご議論をお願いしたい。障害者支援センターが事業を遂行していく上での基礎をなすもので、すべては相談から始まると考えている。相談者の側からは、どこへどのようにしていけばいいのかという問題や多くの埋もれたニーズの掘り起こしができていないものもある。皆様からのご意見を頂戴し、今後の事業展開に反映させていきたいと考えている。

管理課長：審議に先立ち原田先生の後任委員として明治学院大学の茨木先生をご紹介する。

茨木委員：横浜でのこういった役割は初めてだが、横浜の法人の苦情解決委員をさせて頂いたり、社協のサービス評価委員をしていた。横浜市の取り組みは独自性があるので、上手くいくようにお手伝いできればと思う。何より障害者の方々の地域生活を支援できればと思っている。

谷口委員長：委員長の職務代理者を選出する必要があるので、指名させて頂きたい。茨木委員を指名したいと思う。

■協議事項

(1) 相談事業の現状と課題について

事務室次長：相談事業の現状と課題について資料1に基づき説明。障害者支援センターは横浜市の相談支援システムの中では、「身近な相談者」として位置づけられている。事務局職員と6名のコーディネーターが18区をカバーし、概ね3区に1人、配置されている。今後の課題については、これまでの運営委員会の議論、昨年度実施した入所施設待機者調査をもとにまとめた。課題としては、本人の意思を尊重する相談体制が必要で、本人の話し相手や相談者の存在の必要性や幼児・学齢期の子供と家族の暮らしの相談の充実、家族等の高齢化にともなう生涯にわたる見守り、相談体制の充実が挙げられる。横浜市全体のシステムの整備、充実が重要だが、障害者支援センターの相談体制についても充実・強化していくべきというご意見が多かった。入所施設待機者調査では、日中活動の場に所属していながら「将来について相談できる人がいない」と回答した方が750名、全体の3割に上っていた。日中所属する所がありながら、何故この回答なのかの分析等については、今後の課題である。今回の調査で、このような掘り起しが逆にできたのではないかと考える。また、この調査では、グループホームへの希望が非常に多く寄せられ、そのグループホームに関する様々な情報とどこへ行けばアクセスできるのかという声が非常に多かった。グループホーム等地域居住に関する相談窓口が必要ではないかという事も見えてきた。以上の課題については、「障害者支援センターの今後の事業実施」として前回、提案させて頂き、またこの間、横浜市は障害者プランの第2期に向けて作業を開始しており、そこへも要望書を提出した。なお、グループホーム等地域居住に関する相談窓口については、未提案事項として、今後補充すべき事と考えている。また、「機能強化型活動ホームの連結・連合による体制整備」については、参考資料をご参照願いたい。機能強化型活動ホームが連結・連合した場合、コーディネーターをはじめとして障害者支援センターとタイアップして相談体制を強化していくという構図である。

三橋委員：活動ホームにとって相談事業は重要な役割で、必要性についてずっとお話ししてきたが、ここにきて本格的に取り組めるようになるかと期待している。生活支援事業を通して関係も作りやすく、子供の事に力を入れたい。支援センターのスタッフとの協働もさらに充実したい。

谷口委員長：日本には「責任をもってサポートしている」という相談体制がない。「どこに相談しても関係機関が連携して適切な問題解決をする」とあるが、誰が責任をもってかわからない。また公的機関が担っている相談とどのように違い、どう連携するのかを明確にする必要がある。室津委員から、私が前に提案した「選任担当制」をもう一度検討してはどうかという話もあった。イギリスのようにライフステージに応じて対応していくシステムがないと、誰かが相談に応じているようで誰も応じていない、という事態が起こるのではないかと思う。

内田委員：ピアカウンセリングの中で、例えば「役所に相談に行ってみてはどうか」と提案しても、「一人では相談に行けない」という事で、一緒に相談に行くという事がある。そこまでの支援がないと今の障害者は動けないのだと思う。相談プラス一緒

に動いてくれる人が必要だと思う。

三橋委員：家族の場合、相談に行っても「言える事」と「言えない事」があるのが本当だと思う。「言えない事こそ本当に言いたかった事」という複雑な思いもある。身近にいる人だから言える、という事を大切にしたい。最近会っていなくても、どうしているのかを問いかけるような身近な関係を生かした取り組みも考えたい。声をかけてくれる人がいるという事が励ましや支えになるだろうと思う。

菊地委員：「未提案」の中のグループホームの相談窓口だが、精神障害のグループホームを新設する際は、横浜市と協議したうえで、入居希望者を公募する事が義務付けられていた。立ち上げの時点で入居予定者が決まっていた、一般公募される事がないから、分からない人がいるのではないか。どちらのやり方が良いかはわからないが、そういった状況があるのではないか。高齢者のグループホームでも公募されている。工夫によって変わってくるのではないか。

室津委員：仕組みとしては、身体・知的と精神の間の仕組みが必要かと思う。精神のグループホームの場合だが、誰が入居するか分からないと、比較的支援しやすい人を選ぶという傾向になってしまうのではないか。身体・知的は「この人が住めるようにしよう」という事で展開している。ただ結果として、目の前にいない人の事は考えない事が問題だと思う。「この人のために頑張ろう」という意欲を繋ぎながら、外の人が入って来られるようなシステムを考える必要がある。身体、知的の場合、横浜市外の施設に行かざるをえなかった、横浜市に帰りたくても帰ってこれない人のためにグループホームを作る人はいない。両方の良さを活かして入居者を選ぶ新しい仕組みを作らなければいけない。

八島委員：グループホームはどのようなメンバーと生活するのが前提にあるのが自然だと思う。場を作って入居者を集めるという事を否定はしないが、一人ひとりの生活が集まってグループホームの形態ができあがるという事が当たり前だと思う。そこで生活をしようとする人たちの顔が見えない中でグループホームはイメージできない。

谷口委員長：考えるべき課題だと思う。相談体制の継続性と、どこに住むのかという課題は非常に密接に関係している。

事務室次長：長い時間をかけて、本人の話し相手になったり、体験入居したりして、暮らしを一緒に考えていく事が大事で、そういった仕組みが必要である。

下山委員：重心のグループホームは、使命感をもって取り組もうとする法人が作ろうとしない限り進んでいかない状況がある。そこに関係している人たちは可能性があるかもしれないが、関係していない人たちにとって入居する事は非常に難しい。完全にメンバーが決まった状態ではなく、後から希望して入居できる人数枠もぜひ作って頂きたい。そうでないと、地域居住の相談窓口の意味も半減してしまう。

八島委員：また、今後、運営する主体がますます必要であるが、その主体の質と量も見極めていかなければならない。

室津委員：各区の自立支援協議会とその区の相談支援事業者がきちんと動き始めれば、結構、

色々な事ができるのではないか。中区では、卒業生の進路について情報を共有しているが、「自分のところでは何箇所設置しよう」等と思う事ができるようになった。今のところ、区内で卒業して行き場のない人はほとんどいない。情報を共有し、検討をしていけば、グループホームも同じ事ができるようになるのではないか。実際、障害者支援センターが一定の調整を担っているが、A型グループホームしか調整できないので、法人は別になっている。法人も含めて障害者支援センターが横浜全体の調整を行う必要もあるのではないか。

谷口委員長：非常に大きな問題だと思う。障害者支援センターと法人の関係性や位置づけが明確でない、という課題かと思う。

茨木委員：最近カリフォルニアのIPP（個別支援計画）について色々なところで話を聞いている。日本の場合、障害者自立支援法によって障害程度区分が最初に決まってしまうが、カリフォルニアでは、最初に身近な地域で何をしたいか、どういう将来構想をもっているかを本人や家族、必要であれば支援者が参加しながら聞き取って、3年先や5年先の計画を立てて、それに対して具体的なサービスをプランニングしている。そのプランと実際のサービスについては査定をして決まっている。このシステムが日本にも必要だと思う。身近なところで相談を受けて、「こういうサービスが必要だ」と分かっても、結局、行政につなげて行政が認めない限り具体的な支援に結びつかない、という権限のないところが問題ではないかと思う。このままではインテークの相談員が熱心であればあるほど、悩んで動けなくなるのではないか、と思う。

下山委員：ピアカウンセリングをしているが、こちらからアプローチして聞く事で問題が顕在化してくる事もあるので、窓口に来た人に対応する、という事だけではなくて、こちらからどのくらいアプローチできるかという事が非常に大事だと思う。

谷口委員長：相談体制の中で、先ほど出ていたピアカウンセリング等の活動をしっかりと位置づけていく必要がある。それから「こちらから出かけていく事」が大切。コンタクトの仕方も大事だと思う。「あなたの担当者は私です」という専任担当者がどうして制度化できないのか疑問に思う。イギリスでは専任担当者が決まっている。作業所に入って仕事を始めたら作業所の所長や職員が専任担当者となり、特別支援学校に通っている間は学校の副校長先生や担任が専任担当者になる、子供の頃は医者やソーシャルワーカーが担う。いつも誰かが責任をもつという制度が必要である。この制度を取り入れないと、いつまでたっても誰が責任をもって関わっているのか分からない。それを決めていけば、ここで検討している相談体制の役割も明確になる。

八島委員：私も専任担当者は必要だと思うが、専任担当者が孤立しないシステムが必要だと思う。一人で「専任担当者」を任されてしまうと、「大変でやりたくない」という感じになってしまうと思う。安心して機能を発揮するシステムはあるのか。

谷口委員長：イギリスの場合は、任命制。業務を怠り、高齢者や障害者が虐待等で殺害されたりすると、その専任担当者は逮捕され、裁判にかけられる。そういう責任をもつ

て任命される。その代わり専任担当者を任命した集団がバックアップする事になる。

室津委員：誰が中心になってまとめていくのかをお互いに決めていけば、その仕組みは実質的に動いていくと思う。一人ひとりのケア会議が開かれるようになっているので、集まって終わるのではなく、この会議は誰が責任をもって運営していくのか、を決める事ができれば、動く仕組みができてくるのではないかと。また、情報を誰が集約するのか、も大事である。そうなる保護者がすべての事業者に対して「関わり方の説明」をし続けなければいけない、という事もなくなるし、よくある事だが、急病等でサービスの利用を中止する際に、すべての事業者に連絡をしなければならない、保護者が連絡を忘れてしまうと注意される事もなくなる。

谷口委員長：介護保険ではサービス担当者会議を開催しなければならないが、誰がどのような役割を担うのか明確になっていない。室津委員の発言のような仕組みについて、マニュアルを作成して共有化すべきである。

八島委員：そういった仕組みが出来上がって展開していくと、親としては非常に元気がでるし、安心感も生まれる。

センター長：下山委員から「こちらからどれだけ働きかけられるか」という話があったが、弁護士の世界では時々集団訴訟を行う。ある事件を契機にして、これはその人だけの問題ではなく、多くの被害者がいると認識できたら「ぜひご相談を」と新聞等に投げかける事によって、多くの方からの連絡が頂けるという事がある。そういった中で事件の実相がより明確になって解決に向けた動きに繋がっていく。先ほど掘り起こしとお話ししたが、時には人権に関する問題があると思われるが、顕在化してこないという時に、例えば相談週間や相談日を設けて、活動ホーム等が主体的に取り組んでいくという方法もあるのではないかと。

三橋委員：やり方によると思う。

谷口委員長：自閉症専門の佐々木ドクターは「何かあったら来てください」と言っても駄目で、「何かあったら」は「どういう時」を差すのか、「今度はいつなのか」を決めておかないといけないと話されていた。定期的にチェックする体制が必要だと思う。同時にオープンな窓口も必要である。

渋谷委員：小中高の時代に普通校に在席していた生徒と繋がれるように工夫しているが、繋がっていない。課題を抱えている人もいるだろうと思うが、現状では接点を持っていない。ネットワークに関係していないで、課題を抱えている人がいるとしたら今後の大きな課題だと思う。

下山委員：子供に関しては、密に接しているのは療育センター職員や学校の先生。しかし多くの保護者は生活上の問題を先生に相談する事に抵抗を感じている。学校の中に相談担当者が置かれる等動きとしてはでているが、まだ生活上の問題について相談をする状況にはない。また、活動ホームの生活支援事業の利用者はサービス利用の中で相談をするという関係になるかもしれないが、利用していない人については相談先がない、という状況になる。

谷口委員長：個別支援学級等はコーディネーターを設置しているのではないか。

下山委員：専任ではない学校もある。担任を持ちながら業務を行っているので、対応できる状況ではないと思う。もっと地域で相談できる体制が必要だと思う。また、学校での取り組みを充実させる必要はあるが、学校でやるから十分という事でもないと思う。

オブザーバー：訓練会に入会していない家庭の問題について、訓練会の家族が把握する事があって、その家庭の状況を障害者支援センターのコーディネーターに伝えながら、その家庭の保護者に相談してはどうかと勧める事がある。障害者支援センターのコーディネーターは底辺を支えているという意味では非常に大きいと思う。そういった意味では、コーディネーターの役割の広がりがあると訓練会に関わっていない家庭の支援も充実していくと思う。

センター長：この件は一度で言い尽くせるものではないので、折々でご議論頂きたい。

■報告事項

(1) 運営委員会答申を踏まえた今後の事業実施について

事務室長：資料2に基づき説明。前回、障害者支援センターの今後の事業実施についてご説明させて頂いた。数々のご意見を頂き、若干の修正をしながら今後の事業実施に向けて基本的な考え方をご説明させて頂きたい。前回、谷口委員長からセイフティーネットプロジェクト横浜のコミュニケーションボードについて「コミュニケーションに関する課題に広く対応する必要があるのではないか」というご意見を頂いた。このボードは、リーフレット等を作成しながら、障害者団体自らが店舗等に何う等一般市民に対して、障害のある方を理解して頂くための啓発に重点を置いて取り組んでいるもの。セイフティーネット横浜には身体、知的、精神という3つの障害者団体にご協力頂き展開しており、今後もコミュニケーションを始めとする生活に関わる様々な環境整備に向けて働きかけていきたいと考えている。また、室津委員よりグループホームについて消防設備の整備に向けた行政への働きかけもさる事ながら、グループホーム運営の充実についてご意見を頂いた。このため、「人権の確立をめざす事業の充実・強化」の取り組みの1つとして、「グループホームの充実等」と明記させて頂いた。また内田委員からはボランティアについてご意見を頂いたが、障害児者支援担当者会議を通じて家族や団体のニーズを確認しながら、ボランティアの確保に向けた支援に力を入れていきたいと思っている。それから石井委員からは、今後のスケジュールの明記や財源の裏打ちが必要ではないか、との意見も頂いた。この件については、現在策定中の障害者プランの中に障害者支援センターの事業実施にあたっての課題を盛り込んで頂くよう要望している最中で、それを勘案しながら行程表を作成していきたいと考えている。また、三橋委員から、横浜市社協が運営している地域ケアプラザ以外に、他の法人が運営している地域ケアプラザの事業内容があればより良い、というご意見を頂き、平成20年度の事業計画ベースで、ホームページに公開されてい

るものを取りまとめた。

谷口委員長：横浜市の地域ケアプラザは大きな戦力だと思う。これから関係が出てくるものだと思う。

■その他

(1) 横浜市障害者プラン第2期の策定方針について

事務室長：資料4に基づき説明。

(2) 第2期横浜市地域福祉保健計画の素案について

事務室長：資料5に基づき説明。

(3) その他「事務所の移転について」

事務室長：障害者支援センターが当事者性を踏まえながら、スケールメリットを活かして区社協、地域ケアプラザとともに障害児者の地域生活支援を一層推進していくために、事務室を桜木町の社会福祉センター内に移転したいと考えている。これまで横浜ラポールの各会場を利用させて頂いているので、引き続き横浜ラポールを活用させて頂く事を前提としている。横浜市とも調整を図っている段階で、障害者の駐車スペースの配慮や、社会福祉センターの市民利用への影響を極力少なくする等について留意しながら進めていきたいと思う。横浜市社協の理事や評議員の皆様への報告を行う事となるが、具体的には来年度の事業計画や予算の審議の中でお諮りしたいと考えている。移転の時期については市民への周知や工事期間もあり、早くても夏以降になると思っている。スペースについては、現在の事務所と会議室で合計159㎡強あるが、現状を維持しながら、かつ市民の利用を妨げないように進めていきたいと考えている。

八島委員：あちらの駐車場は立体駐車だったと思うが、車高の高い車両は入らないと思う。どのように対応される予定か。

事務室長：現在、来会者用の駐車スペース以外については、オープンスペースを活用している。万が一、駐車できない場合は、関内駅寄りに駐車場があるので、その利用についても調整していきたい。

八島委員：横浜ラポールには当事者団体の事務所があって、何より障害のある人が横浜ラポールを利用している。現場の臨場感は非常に大切なものだと思うが、距離的に離れてしまうと関係性が変わってしまうのではないかと心配している。遠くなる不安感はあるように思う。

事務室長：横浜ラポールには頻回に立ち寄る事で、これまでと変わらない関係性を築いていきたい。

八島委員：会議は社会福祉センターでの開催が多くなるのか。

センター長：横浜ラポールの会場を利用させて頂く事が多いと思う。

谷口委員長：一番心配なのは仕事のやり方というか、職員の行動様式。桜木町に行くと空気が

違って、今までのような仕事ができるのだろうかと感じている。言いたい事は障害者支援センターの自立性を保たないと社協本部の空気に染まってしまうのではないか、という事である。

内田委員：横浜市の中央部分なので、交通の便としては良くなるという感想を持っている。

谷口委員長：次回もよろしくお願ひしたい。